

2015年8月通常会議議案・2014年度大津市一般会計の決算の認定についての反対討論

2015年10月14日

林 まり

私は日本共産党大津市会議員団を代表し、議案第132号 平成26年度大津市一般会計の決算の認定について、委員長報告に対する反対討論を行います。

2014年度は、4月の消費税率5%から8%への増税と「アベノミクス」による円安・物価上昇が暮らしと営業を直撃しました。日本共産党は、収入の少ない人ほど負担が大きい消費税の導入や増税に一貫して反対してきました。

2014年度の国内総生産（GDP）は、物価変動の影響を除いた実質で前年度比1.0%減となり、リーマン・ショック後の2009年度以来、5年ぶりにマイナスに転落し、マイナス0.5%程度としていた政府の見通しを大幅に下回りました。昨年4月の消費税率引き上げが経済を縮小させたことが改めて明らかとなり、企業業績が回復を示す一方で、家計の苦しさは増し、大企業を潤す「アベノミクス」の実態が鮮明になりました。

いま地方は、住民のくらしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退など、深刻な問題に直面しています。2014年度国家予算での福祉・介護・医療への国庫負担の削減は、人手不足や「介護難民」、「医療崩壊」を深刻化させ、保険料などの重い負担を強いています。輸入自由化政策が地方の主要産業である農林水産業や地場産業に打撃を与え、大企業優先の政治が地域経済を破壊してきました。

ひいては、市民の暮らしや営業も厳しい状況に追い込まれることになり、そうした元で地方自治体には、くらし・福祉・営業を守る「防波堤」の役割が問われました。

その点から見れば、本市の小学校卒業までの入院医療費助成の拡充、子ども発達相談事業の推進、特別養護老人ホームの建設費補助、小中学校の大規模改修の推進、小学校への空調設備の設置などは、市民福祉、教育環境の前進面として評価できます。そしてJR膳所駅やJR近江舞子駅のバリアフリー化の促進に向けた取り組み、生活道路や市道橋の改修・整備が一定進められたことも評価できるものです。

しかしながら、市民生活や中小零細事業者を支援するには、不十分と言わざるを得ません。

1つには市民への負担増の問題です。

先ほども申し上げましたが、市民生活はますます疲弊しています。そんなときに公共施設の施設使用料の引き上げで市民の負担を増やすべきではありません。公共施設の使用料は、「負担の公平性」の確保のため受益者負担の原則に基づき応分の負担を求めるとしてはいますが、本来、より市民が利用しやすい料金設定を行うことが大切です。

そして市民団体への補助金の引き下げについては、市民との協働を進めていくためにも、市民団体の活動を支援する補助金は一律の削減ではなく、活動の状況や内容に応じたものへ再考すべきです。

2 つめには、地域経済の活性化の問題です。

経済が停滞しているとき、市内で投資されたお金が、雇用や消費というかたちで市内の経済を循環させることが大切です。企業立地促進助成金はこれまで大量のリストラを行った大企業にも多額の補助金を交付してきました。これにより一定の地元雇用を生み出し、補助金交付後には固定資産税が市に入ることは理解していますが、地域経済を活性化していくためには、呼び込み型ではなく、市内の多くを占める中小零細企業や市民による再投資型の応援策など市民生活を支える施策に切り替えることが重要だと考えるものです。

3 つめには、ごみ焼却施設の維持管理の問題です。

2013 年 8 月に環境美化センターで発生したダイオキシンの検出から、焼却炉の運転を停止することとなり、燃やせるごみの一部 12,000 トン余りを市外の民間事業者処理委託することとなりました。毎日排出されるごみの処理は待ったなしとなり、多額の費用を投じる結果となったことは、今後のごみ焼却施設の維持管理において教訓とすべきことです。市内の施設の老朽化が著しく、建て替えが大きな課題となっていた時点でのトラブルですが、だからこそ施設管理については委託先にお任せではなく、市として維持管理には適切な費用を投じながら、事業者との緊密な連携の元で施設の維持に努めるべきだと考えるものです。

4 つめには、地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地域消費喚起推進事業いわゆるプレミアム商品券や観光クーポン券の発行についての問題です。

この交付金は、地域の住民の生活支援や消費喚起を推進するための事業に充てることを目的に国が交付したのですが、他の自治体では低所得者の暮らしを支える灯油代の補助や子育て家庭の負担軽減などに活用されたところもありました。消費を喚起するという点では商品券やクーポン券が一定の層の市民に潤いを与えることになったかもしれませんが、市民生活が疲弊している元では、低所得世帯や高齢者、子育て世帯の暮らしを応援する事業にこそ、充当すべきだったのではないかと考えるものです。

5 つめには、2014 年度から着手したコールセンター事業についての問題です。

国が推進する民間活力導入の施策の一つであり、市は職員の負担軽減と市民の利便をはかるとされていましたが、導入準備から多額の費用を要す事業で費用対効果にも疑問があります。市職員のいない遠く離れた大阪での電話受信は、市民の声を職員が直接聞き対応する機会を減らしてしまい、市民ニーズに適切に対応する姿勢には逆行することや市民から市役所を遠ざけてしまわないかなど、住民自治という観点からも課題は大きいと思われます。

6 つに、市の事業推進の姿勢の問題です。

特に英語教育推進に係る事業は、市長の強い意向から予算化されましたが、事業を急ぐ余りに条件整備や事業者決定に至らず、市長の勇み足となったことは否めません。

本来、自治体、首長の役割は、子どもたちが学ぶ環境整備です。子どもたちの立場に立って、現場の意見をしっかり反映させていくこと、貴重な税金を有効に使うことが欠かせないことは言うまでもありません。そういうことからとりわけ新規事業への取り組みに

は、しっかりと時間をかけて関係機関や現場との協議を重ねるべきでした。

加えて、市長の教育への介入が、教育長不在の事態を引き起こしたことについても、あらためて指摘しておきます。

最後に消費税増税分の使途の問題です。

消費税はご承知のように 2014 年度から国税分として 6.3%、都道府県分（いわゆる地方消費税）として 1.7%の合計 8%が課税されることになりました。この都道府県分のうち、2 分の 1 相当分が地方消費税交付金として市町村に交付され、本市では増税に伴い 5 億 6,502 万 9 千円が増収となり社会保障施策に充当されました。

一方政府は「消費税の増税分はすべて社会保障に充てる」と消費税増税の説明をしていました。しかし「社会保障の充実」に充てられたのは 5 千億円で消費税増収分 5 兆円のわずか 10%でした。充実どころか年金支給額の削減、高齢者の医療費負担増、介護保険制度の改悪などと社会保障の各分野で給付削減と負担増が相次ぎました。

その上、元々は「所得税の定率減税の廃止」などによって財源確保されるはずの基礎年金国庫負担 2 分の 1 分を政府が他に流用したため増税分で賄うことになったり、「将来への負担の付け回しの軽減」とした 1 兆 3 千億円は、結局自然増を含む既存の社会保障費の財源に充当しました。これでは社会保障費の財源の置き換えにすぎません。格差が広がる中で、介護保険の要支援外しや生活保護費削減などの社会保障の削減はやめるべきです。財源の置き換えは元に戻し、消費税増収分はすべてセーフティネットとしての社会保障の充実に充当するよう、国に強く求めるべきと考えます。

以上の改善を指摘し本議案に対する反対討論とします。